

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント> 全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、園の保育理念や保育方針、保育目標に基づいて編成しています。また、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して、法人と施設長で作成しています。全体的な計画は、年度末の反省会で職員の意見を取り入れ、次の編成に活かしています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<コメント> 園舎の窓は広く大きく十分な採光がとられ、空気清浄器や加湿器が設置され、室内の温度、湿度、換気などは、常に適切な状態が保たれています。1階の乳児保育室は床暖房となっていて、子どもたちが心地よく過ごせる環境を整備しています。保育室はオープンスペースとなっていて、音に関しては、担任同士で話し合っ音が気にならないよう配慮をしています。保育所内外の設備や用具は、衛生管理に努め、寝具は、2歳児からコットを使用し、0,1歳児の使用する布団の乾燥は年3回実施しています。職員は、子どもたちの活動や発達に応じて家具や遊具の配置を変え、手作りの仕切りでパーテーションを設け、子どもが落ち着いて安心して過ごす環境を作っています。また、食事や睡眠のための心地よい空間を確保しています。年齢によって高さの違う手洗い場があり、トイレは清潔に管理され、子どもが利用しやすい動線となっています。		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 職員は、会議等で発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を把握しています。また、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、否定語を使わず、子どもの気持ちを受け止めるよう配慮して対応しています。自分を表現することが十分でない子どもの気持ちを表情やしぐさから汲み取るように努めています。職員の子どもへの言葉づかいに関して、施設長は、「言葉は投げずに、手渡しで」と日頃から職員に伝え、主任もそのような保育が行われるようクラスを回って助言しています。具体的な言葉遣いのファイルを活用して園内研修を実施し、保育士はいつでも手に取って試みる事ができます。		
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<コメント> 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるようカリキュラム会議で子どもの発達の状況を把握し、個々に応じてきめ細やかな対応ができるよう努めています。習得にあたって、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して、子どもが達成感、自己肯定感が得られるよう見守り援助しています。一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるよう配慮しています。午睡をせずにコットの上で静かに過ごした子どもの状況を保護者に伝え、その後の様子を聞くなど対応しています。生活習慣を身につけることに関して、子どもができた時は褒めています。今後は更に、子ども自身が、健康のための習慣や態度を身につけ、基本的な生活習慣を身につけることがなぜ大切なのかを理解できるよう伝え、働きかけることが望まれます。		

【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが自由に遊べる環境を整えると共に、職員がのびのびと楽しむ姿を子どもに見せることが刺激になると考えています。職員は、子どもが自発性を発揮できる保育を学び、取り入れ、職員間で話し合っ て研鑽を積んでいます。訪問日に幼児クラスは、フープと新聞紙を使って身体を使ったゲームを実施して、遊びの中で進んで身体を動かすことができるよう援助しています。また、幼児クラスは月2回体操教室を実施しています。毎日戸外で遊ぶ時間を確保しています。子どもたちが友だちと協同して制作したり、遊んだり、活動できるよう保育環境を整えています。子どもたちの会話の言葉を「とげとげ言葉」を「キラキラ言葉」にするなど、具体的に例を挙げて身につくようにしています。幼虫から育てたカブトムシやカタツムリ、メダカの産んだ卵などを飼育する事で、子どもたちが生命の連鎖を学ぶなど自然に触れ合うことができるよう工夫しています。戸外活動で交通ルールを学んだり、切符を買って電車に乗ったり、近隣の八百屋に買い物に行ったりするなどの社会体験ができる機会を設けています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもに無理をさせず、のんびりと穏やかな気持ちで過ごせる工夫をして、0歳児が安心して長時間過ごすことができる環境を整えています。保育士は、子どもと愛着関係を築き、情緒の安定を図るように努め、子どものしぐさや喃語、言葉にゆったりと応え、やさしい声掛けや対応をしています。子どもが、興味と関心を持つことができるよう、指先を使う玩具など手作り玩具を用意してじっくり向き合うように努めています。発達に合わせ、一人ひとりの子どもの状況に応じて個別の対応をしています。子どもたちは互いに刺激を受けて、自然と歩く距離が伸びるなど変化が表れています。行動できるようになっています。保護者とは、日々の送迎時や家庭と園生活の連続した様子を記入した「育児日記」を用いて情報を共有しています。離乳食に関しては、担任だけでなく、栄養士も同席して対応するなど、個別の相談にも応じて連携を密にしています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの状況に応じて、子どもが自分でしようとする気持ちを受け止め、見守っています。探索活動が行える環境として、答えを直ぐに出さずに自ら考え、発見したり、確認できる環境を整えるように努めています。子どもが自発的な活動ができるよう、ダンボールなどの素材を使って子どもの考えを後押しできる環境を保育士が関わって作っています。子どもの自我の育ちを受け止め、否定語を使わず、根気よく関わるよう配慮しています。友だちとの関わりでは、お互いの気持ちを代弁して、やってはいけないことを伝え仲立ちをするよう努めています。保護者とは、「育児日記」を用いて情報を共有しています。トイレトレーニングなどは、個別に家庭と連携を図って無理なく進めています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児の保育に関しては、子どもの興味を引き出し、好きな遊びができるよう環境を整えています。4歳児の保育に関しては、共同でおこなう絵画表現など、友だちとの集団遊びで興味関心を持って取り組めるよう保育士は関わっています。5歳児の保育に関しては、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、お楽しみ会など協力してやり遂げる事ができるよう保育士は環境を整え援助しています。様々な園の行事や近隣の人に出す「お手紙ごっこ」などで子どもたちの育ちや取り組んできた活動等を伝えています。</p>		

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>園舎は、バリアフリーになっていて、多機能トイレを整備しています。エレベーターの設備はなく、状況に応じて、対応策は持っています。障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、カンファレンス会議でクラス等の指導計画と関連付けています。計画に基づき、子どもの状況に応じた保育を行っています。園として子ども同士の関りを子どもたちに説明はしてはいませんが、子どもたちは自然に受け入れて手を差し伸べています。今後は、子どもが理解できるよう説明し、知る機会を持つことが望まれます。保護者とは、連携を密にして子どもの様子を確認しています。必要に応じて障害のある子どもの支援学級と連携を取り、中央療育センターから助言を受けています。職員は、障害のある子どもの保育について研修を受け、具体的な対応等を全体研修で他の職員に伝え、情報を共有しています。保護者には川崎市の「子どもの権利条例」の冊子を配布して、障害を個性として取り入れていることを伝えていますが、障害のある子どもの保育に関する理解を得るための具体的な取組は行っていません。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>日案は、1日の生活を見通して連続性に配慮し、子ども主体の取組になるよう計画しています。家庭的でゆったりと、穏やかに過ごせるようコーナーを作るなど環境を整え、子どもが自由に遊びを選べるよう配慮しています。年上の子どもが年下の子どもにやさしく接する事ができるよう、安全に気を付けて年齢の異なる子どもと一緒に過ごせる環境を作っています。保育時間の長い子どもに配慮した補食の提供をしています。保育士間の引き継ぎは、口頭だけでなく、毎日のミーティングや一人ひとりの子どもの様子を記入した引き継ぎノートを用いています。必要と思われる伝達事項は確認できる体制となっていて、担任以外でも保護者と連携が取れるようになっています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画や年間指導計画などに就学に関する内容を記載し、「アプローチカリキュラム」(小学校に向けての円滑な接続計画、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿、幼保小連携、家庭との連携など)を作成して就学を見通した計画に基づいて保育活動を実施しています。小学校体験や避難訓練の際に内部見学をするなど小学校以降の生活について見通しを持てる機会を設けています。また、午睡を無くし、その時間を使って習字やワーク、リリアン制作など集中できる時間を設けています。園は、高津区園長校長会で小学校校長が保育園の保護者に望むことを話した内容を保護者に伝えています。例年、幼保小連携事業の合同会議が行われていますが、コロナ禍で電話連絡による連携となっています。保育所児童保育要録を担任が作成し、施設長が確認しています。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルに基づいて一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。子どもの体調の変化やけが・事故に関しては、必要に応じて事前に保護者に電話で報告し、降園時に降園後の対応を話し合い、翌日の登園時に事後の確認をしています。子どもの保健に関する「保健計画」は、毎日・毎月・随時行うものを季節ごとの4期に分けて作成しています。登園時には子どもの様子を観察し、体温測定、連絡帳の確認や保護者から様子を聞くなどしています。入園時に得た既往歴等の新たな情報は、保護者に健康台帳に再記入してもらい、職員間で情報を共有しています。園の子ども健康に関する方針や取組は園だよりで知らせています。乳幼児突然死症候群対策として、0・1歳児は5分間隔、2歳児は15分間隔、3歳児以上は20分毎に睡眠時の呼吸、顔色、身体の向きをチェックして記録しています。保護者に対して、乳幼児突然死症候群に関する情報は、施設見学や入園説明会で口頭で知らせています。今後は、更に丁寧な乳幼児突然死症候群に関する情報提供が望まれます。</p>		

【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断は、0・1歳児は毎月、2歳児以上は年3回実施しています。歯科健診は年に1回実施し、それぞれの結果は記録され、職員に周知しています。園医とは、毎月会い、対応や判断に迷った時には相談するなど連携を図るよう努めています。結果を感染症対策や体調管理など保健計画等に反映させ、子どもたちには虫歯予防やウイルス感染症、ばい菌など健康に関する絵本の読み聞かせをするなど保育に反映させています。家庭には健康診断は口頭で、歯科健診は書面で結果を知らせています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、川崎市のアレルギー対応に法り、医師の記入した「除去食申請に対する主治医意見書」と「除去食申請書」を提供してもらい、保護者と連携して除去食を提供しています。配膳の際は、ネームプレートをつけて、栄養士、担任、施設長、フロア職員の複数が確認してテーブルを分けて配膳しています。食事の提供等において、他の子どもとたちに相違について言及していませんが、子どもたちは自然に受け入れています。今後は、子どもが理解できるように伝えていくことが望まれます。職員は、研修等で必要な知識・情報を得て、他の職員にも周知して情報を共有しています。保護者には、施設見学や入園説明会などでアレルギー疾患や慢性疾患等について園での取組を話しています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食に関する豊かな経験ができるよう、2歳児からの年間指導計画に食育の項を設け、食材に触れ、名前を知り、食事のマナーや行事食、食物の働きなど子どもたちが食についての関心を深める取組を行っています。園は、食事を全量たべることを目標とせず、楽しく落ち着いて安全に食べられることを目標に環境や雰囲気づくりを工夫しています。子どもの発達に合わせて、食事の介助をしたり、三点持ちできるよう配慮するなど食事の援助をしています。食器や食具は年齢や発達に合わせた大きさのものを使用しています。個人差や食欲に応じて量を加減できるよう個別に対応して、お代わりもできるようにしています。食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう、保育士は声掛けて褒めたり、バイキングなどの機会を設けています。保護者には、玄関に食育の取組の様子を写真に撮って掲示したり、献立表や給食だよりなどで園の食への取組を周知しています。また、保育参加で給食を試食できる機会を設けています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>季節感を大切に旬の食材を使い、季節の行事に合わせて、郷土料理や他国の料理も献立に取り入れています。地域の肉屋や八百屋などから産地の明確で安全な食材を使用し、納品後は適切な温度管理をして保管し記録しています。会議や残食状況から、子どもたちの食べる量や嗜好、喫食状況等を聞き状況を把握しています。献立は月2回同じメニューを提供していて把握した内容は次に反映し、味付けや切り方、調理方法などを工夫しています。栄養士は、食事の様子をみたり、食育活動の日には話を聞いたりする機会を設けています。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に基づいて適切に対応しています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
<p><コメント></p> <p>登園時に家庭での子どもの様子を聞き、降園時に園でのその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換しています。乳児クラスは園の用意した、毎日の家庭と園の連続性を考慮した「育児日記」を使用し、幼児クラスはホワイトボードでその日の活動の様子などを知らせ、必要に応じて保護者が用意した個人ノートを使用して連携を図っています。また、子どもの活動の様子を写真に撮って園内に掲示しています。園だよりや保育園向けアプリで配信し、保護者に日常の保育の様子、園の取組や具体的な保育内容、目的を伝えています。保育参加や保育参観、行事開催時には、保育の意図や出来栄を重視でなく過程を大切にしていることを保護者に伝えるなど、子どもの成長を共有できるように支援しています。個人面談では、保護者との情報交換の内容を記録しています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士は、毎日の送迎時に保護者に声掛けして、コミュニケーションをとり、日頃から保護者と信頼関係が築けるよう努めています。また、施設長は保護者のニーズを先に感じ取るよう職員に伝えています。園は、個人面談を随時受け付けるほか、強化月間を設けて、保護者からの個人面談に応じる体制ができています。保護者の個々の事情に配慮し、体調やメンタルも加味して、相談に応じられるよう取り組み、園のほうから声をかけることもあります。相談の際は、プライバシーが守られる環境を用意し、落ち着いた話ができるよう配慮しています。相談内容は記録し、会議で話し合い、職員間で周知し、情報を共有しています。相談を受けた職員が適切に対応できるよう、施設長から助言が受けられる体制になっていて、場合に応じて、施設長や主任が同席しています。</p>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>職員は、「児童虐待対応マニュアル」や「川崎市子どもの権利条例」の読み合わせをしています。マニュアルは、虐待の定義を記載し具体的な対応手順をフローチャートで示していて職員は周知しています。また、「言葉の虐待」を意識して園内研修では、言葉かけを学んでいます。虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう「人権擁護のためのセルフチェックリスト」「虐待予防のためのチェックシート」を用意しています。「虐待が疑われる場合の見守り票」を整備して、虐待等権利侵害があると感じた時は、速やかに保育所内で情報を共有し、適切に対応を協議する体制がとられています。職員は、着替えの際に身体を観察を行い、保護者とは話す場面を多く持つように心がけています。高津区役所児童家庭課など関係機関との連携を図るための仕組みがあります。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画や月間指導計画、週案などの指導計画や保育日誌などの記録は振り返りを文章化できる書式になっており、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。保育の自己評価は、子どもの成長や意欲を大切に、結果だけでなく取り組む過程を重視しています。保育士は、定期的に自己評価を行い、振り返りの次の計画に反映させています。保育士等の自己評価は、職員の話し合いや互いの学び合いの機会となり、自己評価に基づいた園内研修などが互いの刺激になって、意識の向上、専門性の向上をもたらしています。園の自己評価は施設長と主任、リーダーが作成し、できたものを説明して職員の意見を聞いています。</p>		